

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 令和7年度体育優良児童生徒表彰要綱

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という）表彰規定第7条第2項第7号により、本年度卒業予定者（各教育課程最終学年）の児童・生徒でよく体育・スポーツを理解・愛好し、平素、熱心にこれらを実践している者のうち、特に健康状況並びに運動能力及びスポーツマンシップに秀いで学業成績良好にして体育的見地より全校の模範となる者を表彰する。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、本年度卒業予定者（各教育課程最終学年）の児童並びに生徒で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教科体育並びにスポーツ活動において優れた能力や特技を有する者。
- (2) 体育・スポーツに限らず、生徒として敬愛を受ける者で、真に他の生徒の模範となる者。

(候補者の推薦)

第3条 表彰対象者は、学校長が推薦する者とする。

- 2 候補者の推薦人員は男女問わず、各校2名までとする。
- 3 特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部ごとに2名まで推薦することができる。
- 4 分校を併設している学校においては、本校と合わせて合計2名までとする。
- 5 義務教育学校または中等教育学校においては、前期課程・後期課程ごとに推薦することができる。
- 6 全日制・定時制・通信制（県で認可された学校）においては、それぞれ2名まで推薦することができる。

(推薦方法・提出期限)

第4条 推薦方法並びに提出期限は次のとおりとする。

- (1) 推荐方法は、本会が指定する推薦フォームから申し込むものとする。
なお、URLは各学校長様宛の通知文参照。
 - (2) 提出期限は、令和8年1月13日（火）17:00とする。
- 2 期限を過ぎた推薦は原則として受理しない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、学校長の推薦書（様式1号）により受理することができる。

(表彰者の決定及び公表)

第5条 本会顕彰委員会（令和8年1月21日（水）開催予定）において審査を行い、1月下旬を目処に各校に結果を通知する。

2 表彰結果は公表しない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、原則卒業式または全校集会等で行うこと。

2 受賞者には、本会会長名の表彰状を授与する。

3 表彰状の交付については、下記の区分により交付する。

学 校	交 付 方 法	受渡し日
○県立および私立の 小・中・高等学校 ○国立および県立の 特別支援学校 ○国立の小・中・高等学校	表彰該当校には、ゆうパ ックにより表彰状を交付 させていただきます。 (着払い)	2月13日（金） 以降
○市町村立小・中学校 ○市立義務教育学校 ・中等教育学校 ○市立高等学校 ・特別支援学校	各市町村教育委員会経由	3月2日（月） 以降

(表彰の辞退)

第7条 次の各号に該当する場合は、表彰の辞退または表彰の取り消しをおこなうことができる。

- (1) 表彰の根拠となった事実に重大な誤りがあった場合
- (2) 表彰に値しない行為が後日判明した場合
- (3) その他、表彰を継続することが適当でないと認められる場合

2 表彰を辞退する場合は、表彰辞退届（様式2号）を提出するものとする。

附 則

(この要綱の失効)

1 この要綱は、所掌事務が終了した時点で、その効力を失う。

お問い合わせ先



〒362-0031 上尾市東町三丁目 1679 番地 スポーツ総合センター内
公益財団法人埼玉県スポーツ協会 企画総務課 担当：真島枝里子
TEL：048-779-5895 (平日 9:30～17:00)
E-mail：e.mashima@saitama-sport.org